

事務連絡  
令和5年7月31日

各都道府県 防災担当主管部（局）  
各都道府県 教育委員会施設主管課 御中  
各都道府県 私立学校施設整備主管課

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設助成課長  
参事官（施設防災担当）  
高等教育局私学部私学助成課長

#### 避難所における空調設備の設置等について（依頼）

本年4月に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（令和五年法律第二十三号。以下「改正気候変動適応法」という。）が成立するとともに、同年5月には、改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、熱中症対策を一層推進していくこととされました。

災害時においては、慣れない環境での避難生活等により、熱中症のリスクが高まります。このため、避難所における熱中症対策として空調設備の設置等を進めていくことが必要です。

つきましては、学校をはじめとする避難所における空調設備の設置等について下記のとおりご検討いただきますようお願いいたします。なお、空調設備の設置等以外の熱中症対策については、別添のとおりリーフレットにて既にお示しをしているため、そちらをご確認いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 避難所となる施設の空調設備の設置等について

指定避難所に指定されている施設のうち、空調設備が整備されていない施設については、空調設備の設置等に努めていただきますようお願いいたします。特に、指定避難所に指定されることの多い公立学校施設については、防災部局と教育委員

会関係部局が連携し、空調設備の設置を積極的にご検討いただくことが重要です。  
なお、学校をはじめとする避難所における空調設備の設置等においては、各種補助  
制度、地方財政措置（参考資料）が活用できます。

## 2. 災害時における避難所への空調設備の設置等について

災害が発生し、避難所として開設されている施設のうち、空調設備が整備されて  
いない施設については、空調設備を借り上げる等して、空調設備の設置等に努めて  
いただきますようお願いいたします。なお、災害救助法が適用されている場合  
は、避難所の設置及び維持等のための冷房機器の借上げ費用等は災害救助費負担金  
による国庫負担の対象となり得ることを申し添えます。

## 3. 避難所となる施設の非常用電源の設置等について

災害の状況によっては、避難所が停電し、空調設備が使用できなくなることも考  
えられるため、避難所に非常用電源を設置する等して電源確保に努めていただきま  
すようお願いいたします。なお、非常用電源の設置等についても、各種補助制  
度、地方財政措置（参考資料）が活用できます。

### 【連絡先】

内閣府統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
伊藤、内田、真鍋、坂本  
TEL 03-3501-5191

消防庁国民保護・防災部防災課防災調整係  
福原、遠矢、木本、日比野  
TEL 03-5253-7525

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
参事官（施設防災担当）付  
施設防災企画係  
TEL 03-6734-3184

（公立学校施設整備に係る補助に関すること）  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設助成課整備計画係  
TEL 03-6734-2466

（私立学校施設整備に係る補助に関すること）  
文部科学省高等教育局私学部  
私学助成課助成第二係  
TEL 03-6734-2774

# 災害時の熱中症予防

～避難生活・片付け作業時の注意点～

内閣府  
消防庁  
厚生労働省  
環境省

熱中症は、死に至る可能性のある重篤な病気ですが、適切な予防・対処を行えば、防ぐことができます。災害時には、慣れない環境や作業で熱中症のリスクは高くなりますので、お互いに声をかけながら、十分に注意しましょう。

## 1. 熱中症を予防するためには…

### ① 暑さを避けましょう

涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーの積極的な活用を。停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、子ども、障害者の方々は、冷房設備が稼働している避難所への避難も検討しましょう。



### ② のどが渴いていなくてもこまめに水分・塩分をとりましょう

### ③ 暑さに関する情報を確認しましょう

身の回りの気温・湿度・暑さ指数 (WBGT) (※) の確認を。「熱中症警戒アラート」(令和3年度から全国展開) も活用を。



## 避難生活における注意点

- ◆被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性があります。避難生活では**普段以上に体調管理**を心掛けましょう。
- ◆**高齢者、子ども、障害者**の方々は特に注意しましょう。

※やむを得ず車中泊をする場合、車両は**日陰や風通しの良い場所**に駐車しましょう。車用の**断熱シート**等も活用しましょう。また、**乳幼児等を車の中で一人にさせない**ようにしましょう。夜間等寝るときはエンジン等をつけたままにすることは避けましょう。

## 片付け等の作業時の注意点

- ◆作業開始前には**必ず体調を確認**し、体調が悪い場合は作業を行わないようにしましょう。
- ◆できるだけ**2人以上で作業**を行い、作業中は**お互いの体調を確認**するようにしましょう。
- ◆休憩・水分・塩分の補給は、**一定時間毎**にとるようにしましょう。また、休憩時には、日陰等の**涼しい場所**を確保しましょう。
- ◆**暑い時間帯**の作業は避けましょう。
- ◆汗をかいた時は**水分・塩分の補給**も。

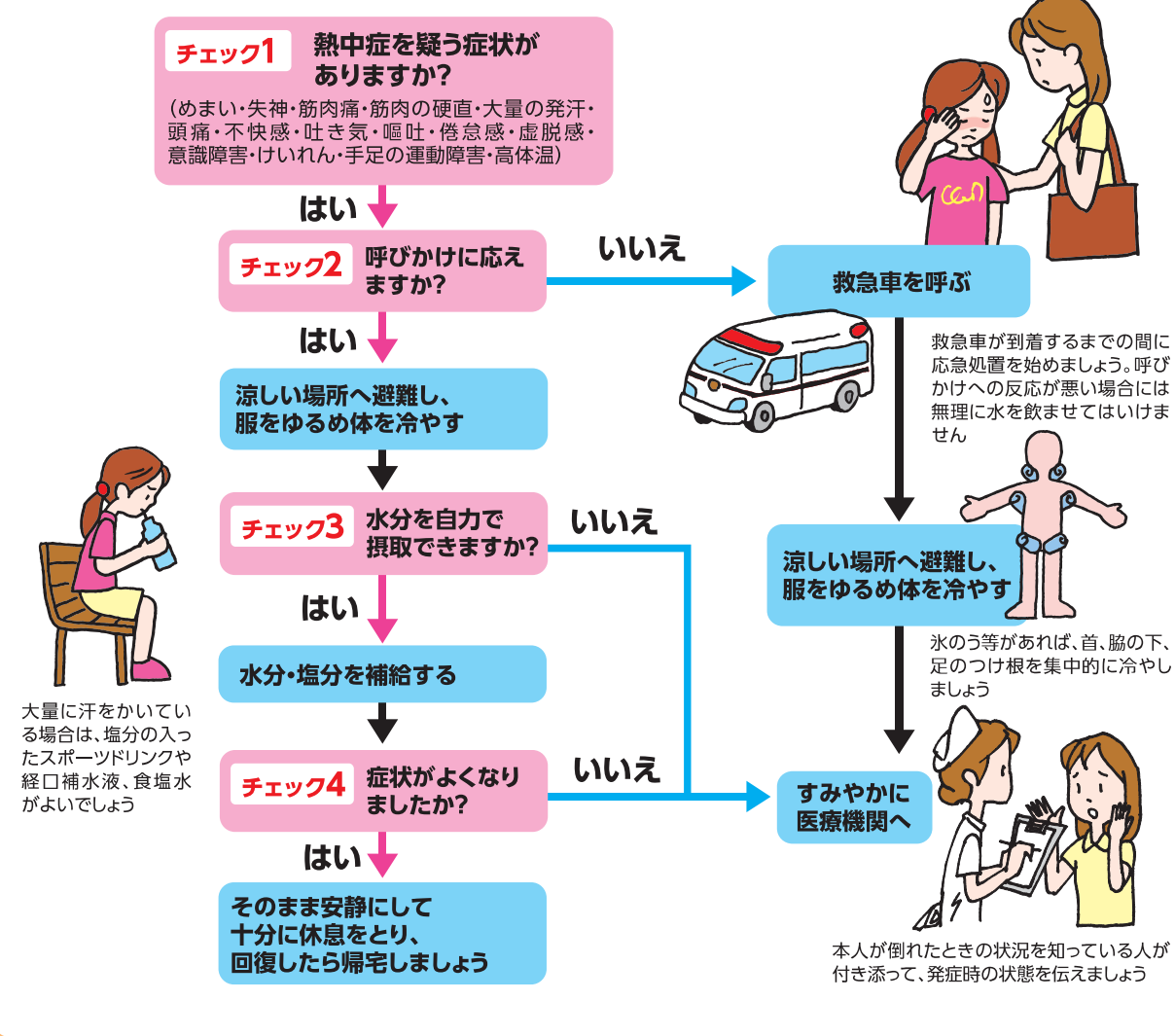
※「暑さ指数 (WBGT)」気温・湿度・輻射 (ふくしゃ) 熱からなる熱中症の危険性を示す指標。



## 2. 熱中症が疑われるときには…

### 熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。



### 体温を効果的に下げるための方法の例

- ・ 上着を脱がせ、服をゆるめて風通しを良くする。
- ・ 皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。
- ・ 服の上から少しずつ冷やした水かける。
- ・ 氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。

「熱中症警戒アラート<sup>(※)</sup>」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

※熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される日に発表する情報。令和3年度から全国展開。

QRコード →

